

川崎市葬祭場等の設置等に関する要領

26川ま調第174号局長専決

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱（平成27年4月1日付け26川ま調第173号。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の意義による。

(事前協議の方法)

第3条 要綱第6条第1項に規定する協議担当課は、別表に掲げる課とする。

2 要綱第6条第1項の規定による協議は、要綱第6条第2項に規定する葬祭場等設置事業計画書、同条第3項に規定する書類及び協議担当課が必要と認める書類を添付して行うものとする。

3 要綱第6条第1項の規定による協議又は要綱第8条第3項の規定による意見若しくは同条第5項の規定による協議等により、要綱第6条第2項の規定により提出した葬祭場等設置事業計画書から変更がある場合には、要綱第6条第4項の規定による協議終了書に変更した内容を示す書類を添付するものとする。

(標識の設置等)

第4条 要綱第7項第1項に規定する標識（以下「標識」という。）は、葬祭場等の敷地のそれぞれ道路に接する部分等の見やすい場所に設置するものとする。

2 事業者は、標識を風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しないように設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

(標識設置の届出)

第5条 要綱第7条第2項の規定による標識設置届は、次の各号に規定する書類を添付して提出するものとする。

- (1) 標識の設置の状況及び記載内容が確認できる写真
- (2) 標識を設置した場所を明示した図面
- (3) 要綱第8条第1項の規定による通知及び近接住民の名簿

(事業の概要に係る通知)

第6条 要綱第8条第1項の規定による通知は、同条第1項の規定による説明会の開催日時、実施場所及び同条第2項各号に規定する事項を記載した書面に要綱第6条第3項第1号から第4号及び第6号に規定する書類を添付して行うものとする。

(説明会実施報告書等の提出)

第7条 要綱第8条第7項の規定による説明会実施報告書の提出は、説明会実施報告書に説明会において配布した資料及び議事録を添付して行うものとする。

2 要綱第8条第7項の規定による回答実施報告書の提出は、近隣住民への書面による回答の写し等を添付して行うものとする。

3 要綱第8条第7項の規定による協議実施報告書の提出は、同項に規定する協議に係る内容を示した

書類の写しを添付して行うものとする。

（意見の申出等の報告）

第8条 要綱第8条第8項の規定による報告は、近隣住民の書面による意見の申出及び書面による協議の申出の写しをもって行うものとする。

（葬祭場等事業計画軽微変更届出書の提出）

第9条 要綱第16条の規定による葬祭場等事業計画軽微変更届出書の提出は、葬祭場等事業計画軽微変更届出書に変更に係る内容を示した書類を添付して行うものとする。

（葬祭場等連絡調整会議）

第10条 要綱第19条に規定する葬祭場等連絡調整会議（以下「調整会議」という。）は、次の各号に規定する者が、出席するものとする。

- (1) 環境局総務部企画課長
- (2) 環境局環境対策部環境対策推進課長
- (3) 環境局環境対策部環境保全課長
- (4) 健康福祉局総務部企画課長
- (5) 健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課長
- (6) まちづくり局総務部長
- (7) まちづくり局総務部企画課長
- (8) まちづくり局総務部まちづくり調整課長
- (9) まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当課長
- (10) まちづくり局交通政策室担当課長
- (11) まちづくり局指導部建築審査課長
- (12) その他出席の必要がある者

2 調整会議に議長を置き、まちづくり局総務部長をもって充てる。

3 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要に応じて調整会議を開催する。

- (1) 要綱第2条第4号に規定する葬祭場等に係る判断をするとき
- (2) 要綱第6条第1項の規定による協議を終了しようとするとき
- (3) 要綱第16条第1項第3号の規定に基づき市長が認めるとき
- (4) 要綱第17条の規定による報告を求めるとき
- (5) 要綱第18条の規定による勧告を行うとき
- (6) その他議長が必要と認めたとき

3 調整会議の庶務は、まちづくり局総務部まちづくり調整課において処理する。

4 前各項に規定するもののほか、調整会議の運営等について、必要な事項は議長が定める。

（縦覧）

第11条 要綱第20条に規定する縦覧は、まちづくり局又は葬祭場等を設置する区の区役所に設ける縦覧場所（以下「縦覧所」という。）及び川崎市ホームページにおいて、葬祭場等設置事業計画書及び葬祭場等に関する維持管理計画書の写し（以下「写し」という。）をもって行うものとする。

2 縦覧所の休日は、川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16条）第1条第1項に規定する市の休日とする。

- 3 写しの縦覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、市長は、写しの整理その他必要がある場合は、臨時に縦覧を行わない日を設け、又は縦覧を行う時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめその旨を縦覧所に掲示するものとする。
- 5 写しを縦覧する者は、当該写しを汚損し、又は破損してはならない。

(委任)

第12条 この要領に規定するもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年2月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表

協議事項		協議担当課
要綱第 10 条第 1 項第 1 号に関する事項について		まちづくり局交通政策室
要綱第 10 条第 1 項第 2 号に関する事項について		まちづくり局指導部建築審査課
要綱第 10 条第 1 項第 3 号に関する事項について		まちづくり局指導部建築審査課
要綱第 10 条第 1 項第 4 号に関する事項について		まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当
要綱第 11 条 に関する事項 について	花輪の設置場所等に関する事	健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課
	通夜・告別式等の実施方法等に関する事	健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課
	遺体及び棺の搬入出に関する事	健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課
	防音対策に関する事	環境局環境対策部環境保全課
	防臭対策に関する事	環境局環境対策部環境対策推進課
	交通渋滞の防止対策に関する事	健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課
	遺体の保管方法に関する事	健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課